

投棄の禁止

第 8 条 何人も、みだりに廃棄物を公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に捨ててはならない。

（解説）

1. 本条は、快適な生活環境を確保するために廃棄物の投棄を禁止したものである。
2. 「何人」とは、市民等や事業者だけでなく、市外の事業者も含むことをいう。また、「みだりに」とは、「社会通念上正当な理由があるとは認められない場合」のことをいう。
3. 「公共の場所」とは、公園、道路、河川、水路その他これらに類する場所をいう。
4. 本条に違反した者に対しては、第 12 条の規定により指導又は勧告することができるとしている。また、勧告に従わない場合は第 16 条の規定により命令を、命令に従わない場合は第 18 条の規定によりその事実を公表することができるとしている。
5. 廃棄物の投棄の禁止に関する規定のある法令としては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 16 条（投棄の禁止）のほか、「軽犯罪法」第 1 条第 27 号（汚物又は廃物を捨てた者の罪）、「道路交通法」第 76 条第 1 条第 5 号（道路において進行中の車両等から物件を投げること）、「磐田市普通河川条例」第 3 条（禁止事項）等があり、罰則が適用される場合がある。